

令和8年度

農業委員会のしおり

大分市農業委員会

大分市農業委員会憲章

私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

- 一. 農業委員会は、
農業・農村の代表として、
食料・農業・農村基本計画の実現に努め、
国民の期待と信頼に応えます。
- 一. 農業委員会は、
食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、
適正な農地行政に努め、
優良農地の確保と効率利用を進めます。
- 一. 農業委員会は、
農地利用の最適化をめざし、
担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・
解消、新規参入の促進に努めます。
- 一. 農業委員会は、
認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の
育成・確保と経営支援を強化し、
農業・農村の持続的発展に努めます。
- 一. 農業委員会は、
暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、
活力ある農業と農村社会をめざします。

目 次

1. 農地を耕作目的で所有権移転・賃借権等設定する場合の手續 (農地法第3条・農地中間管理事業)	1 ページ
2. 農地を相続等で取得した場合の手續 (農地法第3条の3の届出)	5 ページ
3. 農地を農地以外に転用する場合の手續 (農地法第4条・第5条)	6 ページ
4. 登記地目は農地以外であるが、現況が農地等の場合 の取扱いと手續	8 ページ
5. 農地等の賃貸借の解約手續 (農地法第18条)	9 ページ
6. 農地の賃借料情報の提供	10 ページ
7. 農地等について紛争が生じた場合の解決方法 (民事訴訟・農事調停・農業委員会等による和解仲介)	11 ページ
8. 遊休農地や違反転用農地等に対する農業委員会の取組 (農地法第30条～第42条、第51条、農業委員会等に関する法律第6条)	13 ページ
9. 農地流動化銀行と登録手續	15 ページ
10. 農地の一括贈与による贈与税の納税猶予制度と手續 (租税特別措置法第70条の4第1項)	16 ページ
11. 農地の相続税の納税猶予制度と手續 (租税特別措置法第70条の6第1項)	19 ページ
12. 農業者年金のしくみと加入手續	22 ページ
13. 家族経営協定のしくみと協定締結の手續	24 ページ
14. 各種証明書の交付	25 ページ
15. 農業委員会の概要	26 ページ
16. 大分市農業委員名簿	28 ページ
17. 大分市農地利用最適化推進委員名簿	29 ページ

1. 農地を耕作目的で所有権移転・賃借権等設定する場合の手続 (農地法第3条・中間管理事業)

耕作目的で農地を買うときや借りるときは、農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受けるか、農地中間管理事業による権利の設定等を行う必要があります。

(1) 農地法第3条の手続

農地法は、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、農地の利用関係の調整並びに農地の農業用の利用を確保するための措置を講ずることで、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的としています。

農地法第3条では、農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない旨定められています。この許可を受けないで行った売買等は、その効力を生じません。

手続は、農地法第3条許可申請書を農業委員会に提出することになりますが、毎月20日(当該日が閉庁日のときは翌開庁日)までに受け付けた許可申請は、原則として、翌月上旬に地区内の農地について地区審議会で協議した後、定例総会で審議することになっており、場合によっては譲受人・借受人に地区審議会への出席を求めます。

審議にあたっては、譲受人・借受人の農業経営状況や経営面積等を審査し、審議後1週間程度で申請者へ通知します。

① 許可要件

- ア 農地等の全てを効率的に利用していること。
- イ 個人の場合は、その者又はその者の世帯員等^{※1}が農作業に常時従事すること。
- ウ 法人の場合は、農地所有適格法人^{※2}又は社会福祉法人等であること(農地所有の場合)。
- エ 他市町村からの取得については、営農上通作可能と地区審議会及び定例総会で認める者。
- オ 取得後において行う耕作の事業の内容等が、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと。
- カ 農作業に常時従事しない個人及び農地所有適格法人以外の法人(社会福祉法人等を除く。)で役員が1人以上が農業に常時従事することが見込まれる法人については、解除条件付貸借の借受人となる貸借のみ許可できる。

※1 農地法でいう世帯員等とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作等の事業に従事するその他の二親等内の親族をいいます。

※2 農地所有適格法人(農地を所有できる法人)の要件

① 法人形態要件

株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、持分会社

② 事業要件

主たる事業が農業であること（売上高の過半）

③ 議決権要件

農業関係者が総議決権の過半を占めること

④ 役員要件

役員の過半が法人の行う農業に常時従事（原則年間 150 日以上）する構成員であること

役員または重要な使用人の 1 人以上が法人の行う農業に必要な農作業に従事（原則年間 60 日以上）すること

※ 議決権要件、役員要件の特例あり

② 必要に応じて地区審議会へ出席を求める譲受人・借受人

- ア 市外居住者
- イ 個人及び農地所有適格法人で新規就農者
- ウ 解除条件付貸借の借受人
- エ 社会福祉法人、学校法人、医療法人等
- オ その他必要と認める場合

③ 申請に必要な添付書類

- ア 登記事項証明書（全部事項）（原本、申請時 3 か月以内発行のもの）
- イ 譲受人、借受人の世帯全員の住民票（原本、申請時 3 か月以内発行のもの）
- ウ 字図（写）
- エ 現地案内図
- オ 誓約書
- カ その他必要な書類

（２）農地中間管理事業の手続

（担当課：所有権移転…農業委員会事務局、貸借…農政課）

大分県農地中間管理機構（公益社団法人 大分県農業農村振興公社）が、市街化区域を除く、地域内の分散した農用地等を借り受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮して、一定期間貸し付ける事業です。

貸借については市農政課が、所有権移転については農業委員会が、窓口となり手続を行います。

① 貸借期間

原則 10 年以上（最短 5 年）の貸借となります。

② 貸借のメリット

(貸し手・売り手)

- ア 貸した農用地等は、貸付期間が終了すれば必ず返してもらえます。
- イ 賃料は農地中間管理機構から確実に振り込まれます。
- ウ 農地中間管理機構に貸し付けた農地について、税制優遇が受けられることがあります。

(借り手・買い手)

- ア まとまった農地を長期間、安定的に借受けできます。
- イ 複数所有者から農地を借りる場合であっても、賃料支払いや契約事務について、農地中間管理機構が契約を一本にまとめます。

③ 所有権移転の要件

- ア 農業振興地域かつ農用地区域内の農用地が対象となります。
- イ 農地取得後の経営面積が市町村における「基準面積」以上であること。
- ウ 主として農業に従事していること。
- エ 取得者が地域計画に位置付けられている認定農業者又は認定新規就農者であること。
- オ 原則として、経営農地（自作地、借入地、受託地）と買入れする農地を併せて「おおむね 1ha 以上の団地を形成する」こと。
※団地形成とは、同一又は隣接する集落（大字単位）に存する 80a 以上の農地を集約すること。

④ 所有権移転のメリット

(公社に土地を売る人)

- ア 譲渡所得税（譲渡金額の 20%）の特別控除
譲渡金額 800 万円まで特別控除
買入協議制度を活用の場合は 1,500 万円まで特別控除
- イ 国民健康保険税の所得割額の算出に上記アの特別控除が適用される。
- ウ 農地売買価格
近傍の売買事例を参考に適正な価格で買入れ。
- エ 農地代金の支払い
原則として公告した月の末日に送金。
- オ 登記の代行
登記事務は公社及び農業委員会にて行う。
登記費用も公社が負担。

(公社から土地を買う人)

- ア 不動産取得税 3%の軽減
取得した農地の固定資産の評価額が 3 分の 2 に軽減され、不動産取得税

が減額。

イ 登記の代行

登記事務は公社及び農業委員会にて行い、登記費用は公社が負担。

ウ 資金借入れにより手放す農家への支払いの遅れを気にする必要がない。

2. 農地を相続等で取得した場合の手続（農地法第3条の3の届出）

相続（遺産分割、包括遺贈を含む。）、時効取得又は法人の合併、分割等により農地法の許可を経ないで権利を取得した場合は、相続等が発生した日から概ね10か月以内に農業委員会に届出をする必要があります。

届出を行わなかった場合、10万円以下の過料を科せられることがあります。

届出書を受理した後、受理通知書を交付します。ただし、これは土地の権利取得の効力を発生させるものではありません。

届出書類

農地法第3条の3の規定による届出書1通

※届出に必要な添付資料はありません。

3. 農地を農地以外に転用する場合の手続（農地法第4条・第5条）

農地を農地以外のものに転用するには、市街化調整区域又は区域区分の定めがない区域は市長へ許可申請し、市街化区域は農業委員会へ届出をする必要があります。

手続は、農地を所有者自身が転用する場合は農地法第4条、他者の農地又は採草放牧地を取得又は借り入れて転用する場合は農地法第5条となります。

許可申請の場合は、毎月20日（当該日が閉庁日のときは翌開庁日）までに農業委員会で受け付けたものを翌月上旬に地区審議会及び定例総会で審議します。なお、市長の決定については、農業委員会を通じて申請者へ通知します。

届出の場合は、農業委員会受け付け後1週間程度で受理通知書を発行します。

（1） 許可申請の添付書類（市街化調整区域・区域区分の定めのない区域）

- ① 登記事項証明書（全部事項）（原本、申請時3か月以内発行のもの）
- ② 字図（原本）
- ③ 譲受人が法人の場合は法人の登記事項証明書（原本）又は定款の写し（原本証明したもの）
- ④ 隣接農地所有者または耕作者の同意書
- ⑤ 土地改良区等の意見書
- ⑥ 開発許可等事前審査表の写し等（*開発同時許可案件については、本申請受付の確認ができる書類）
- ⑦ 転用計画を確認できる図面等（土地利用計画図、造成縦横断面図、建物平面図・立面図、雨水・汚水処理の排水経路図）
- ⑧ 当該事業に係る事業計画書
- ⑨ 誓約書
- ⑩ 転用に必要な資力を有することを証明する書類
- ⑪ 位置図（10,000分の1から50,000分の1程度の地図）
- ⑫ 付近の見取図
- ⑬ 排水放流先の同意書
- ⑭ 転用の妨げとなる権利を有する者の同意書
- ⑮ その他必要な書類 *必要な書類については窓口にて確認ください。

（2） 届出の添付書類（市街化区域）

- ① 登記事項証明書（全部事項）（原本、申請時3か月以内発行のもの）
- ② 位置図（10,000分の1から50,000分の1程度の地図）
- ③ 土地区画整理地区内は仮換地証明書
- ④ 農地法第18条第1項の許可があったことを証する書面（届出する農地が賃貸借の目的となっている場合）

⑤ その他必要な書類

*必要な書類については窓口にて確認ください。

4. 登記地目は農地以外であるが、現況が農地等の場合の取扱いと 手続

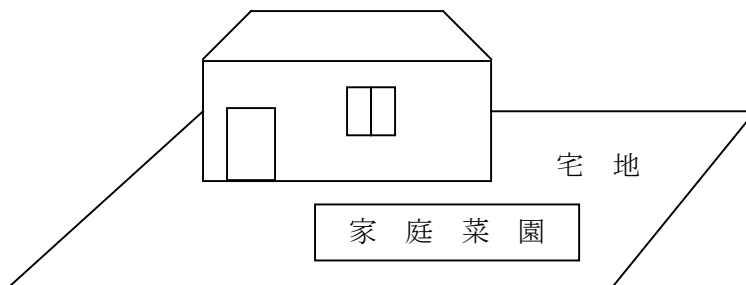
登記事項証明書の地目が農地以外であっても、現況が農地や採草放牧地となっている土地は、農地法の適用を受けますので、権利移動・転用をする場合には、農地法第3条・第4条・第5条の申請・届出や、農地中間管理事業による権利の設定をする必要があります。

また、農地法第3条等で権利移動を行う際は、農地基本台帳への登載手続が必要となります。

(例)

登記事項証明書の地目	山 林
現 況	果樹園

ただし、住宅敷地内の家庭菜園用地などは宅地とされますので適用されません。



5. 農地等の賃貸借の解約手続（農地法第18条）

農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地の利用権設定による賃貸借の中途解約、農地法第3条に基づく農地又は採草放牧地の賃借権、戦前小作などの永小作権の解除、解約の申入れ、賃貸借の更新をしない旨の通知をするときは、県知事の許可を受けなければなりません。

手続は、農業委員会に県知事あての許可申請書を提出するか、許可を要しない場合には、通知書を提出する必要があります。

（1） 許可の要件

- ① 賃借人が信義に反した行為をした場合。
- ② その農地等を農地以外のものにするを相当とする場合。
- ③ 貸付地の返還を受けて賃貸人が自作するのが適当である場合。
- ④ その他正当の事由がある場合。

（2） 許可を要しないもの

農地等の賃貸借の解約等について次のいずれかに該当する場合には、解約の申入れ等をした日の翌日から起算して30日以内に所定の通知書を農業委員会に提出すれば許可は不要です。

- ① 解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が、信託事業に係る信託財産につき行われる場合。
- ② 合意による解約が、農地等を引き渡す期限前6か月以内に成立した合意で、その旨が書面において明らかな場合又は農事調停によって行われる場合。
- ③ 賃貸借の更新をしない旨の通知が、10年以上の期間の定めがある賃貸借又は水田裏作を目的とする賃貸借につき行われる場合。
- ④ 農地中間管理機構が借り受け、又は貸し付けた農地等に係る賃貸借の解除が県知事の承認を受けて行われる場合。

（3） 許可申請・合意解約の通知書の添付書類

- ① 登記事項証明書（全部事項）（原本）
- ② 合意解約書（合意解約の場合）

6. 農地の賃借料情報の提供

令和7年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10アール当たりの年額）は、以下のとおりとなっています。

なお、この「賃借料情報」は平成21年まで制定されていた「標準小作料」とは違い、拘束力はなく、賃借料決定の参考として提供するものです。賃借料は対象農地の状況等に合わせ、柔軟に当事者同士で設定してください。

（単位：円）

地域名		田	畑	樹園地	ハウス
大 分	データ数	17	11	0	23
	平均額	7,300	99,000	0	89,000
	最高額	11,800	191,100	0	159,200
	最低額	5,900	49,300	0	30,000
鶴 崎	データ数	37	94	0	203
	平均額	12,600	12,600	0	51,400
	最高額	26,300	26,300	0	101,300
	最低額	7,100	7,100	0	21,100
大 南	データ数	265	588	0	83
	平均額	7,900	12,200	0	36,900
	最高額	14,100	20,000	0	50,000
	最低額	3,100	3,500	0	15,600
植 田	データ数	816	26	0	2
	平均額	6,300	7,800	0	17,500
	最高額	16,000	16,200	0	17,500
	最低額	3,100	3,100	0	17,500
大在・坂ノ市	データ数	173	24	0	2
	平均額	10,000	7,700	0	70,000
	最高額	12,000	30,500	0	70,000
	最低額	4,400	7,700	0	70,000
野 津 原	データ数	265	22	0	2
	平均額	7,300	4,100	0	67,100
	最高額	12,300	6,000	0	67,100
	最低額	3,100	1,700	0	67,100
佐賀関	データ数	122	10	0	0
	平均額	5,900	7,300	0	0
	最高額	10,200	12,800	0	0
	最低額	3,000	4,200	0	0
(参考)大分市平均		8,200	21,600	0	47,500

注1 データ数は、集計に用いた筆数である。

注2 賃借料を物納支給（玄米等）としている場合は、60kg 当たり 12,000 円に換算している。

注3 金額は、算出結果を四捨五入し 100 円単位としている。

注4 特別な事情の下で取引されたものと推測されるデータ（分類された区分ごとの全賃借料データの平均値×±70 パーセントを超えるもの）を除外している。

注5 使用貸借については除外している。

注6 「(参考)大分市平均」は、各区分の平均値（四捨五入前）をデータ数により加重平均した値である。

注7 10アール=1,000平方メートル(約1反)

7. 農地等について紛争が生じた場合の解決方法 (民事訴訟・農事調停・農業委員会等による和解仲介)

農地の利用関係等について紛争が生じ、当事者の間で話し合いがつかない場合の解決方法としては、一般の紛争解決のための手段としての裁判所による民事訴訟のほかに、農地についての紛争解決のための手段として、民事調停法に基づく農事調停と農地法に基づく農業委員会（又は都道府県知事）による和解の仲介の制度が設けられています。

(1) 民事訴訟

民事訴訟制度は、広く私人間の紛争、利害関係の衝突を国家の裁判権によって法律的かつ強制的に解決、調停する制度です。

・ 手続は、裁判所に訴訟を提起して行うこととなります。(民事訴訟法)

法律的に白黒をつけるという意味では最良の方法ですが、裁判に時間がかかり、また、手続等も法律で厳密に定められ、当事者が裁判所に行かなければならないこと、どうしても法律の専門家である弁護士に頼まざるを得ないことから費用がかかるという面があります。

(2) 農事調停

農事調停制度は、民事調停法において民事調停の特則として設けられている調停の一つで、農地又は農業経営に付随する土地、建物等の農業資産の貸借その他の利用関係の紛争を調停委員に介入してもらい紛争当事者が互いに譲り合い、合意に基づいて実情に即した解決を図るための制度です。

・ 手続は、原則として地方裁判所に調停の申立てをして行うこととなります。

調停は、原則として裁判官である調停主任と、裁判所があらかじめ選任している調停委員2名以上からなる調停委員会で行うこととされており、成立した調停は、裁判による判決と同一の効力を有することとなります。

(3) 農業委員会等による和解の仲介

当事者の双方又は一方から和解の仲介の申立てがあった場合には農地法第25条に基づき和解の仲介を行います。農業委員会による和解の仲介は、農業委員のうちから農業委員会の会長が事件ごとに指名する3人の仲介委員によって行います。

ただし、農業委員会がその紛争について和解の仲介を行うことが困難であるか、又は不適當であると認めたときは、申立人の同意を得て、県知事に和解の仲介を行うべき旨の申出をすることができます。

① 手続は、和解仲介の申立書は農業委員会に備付けの様式がありますが、口頭による申立て又は代理人が申し立てることもできます。

この農業委員会が和解の仲介を行うことが困難又は不適當な時は、次の場合です。

- ア 他の農業委員会の区域内にある農地等が含まれているとき。
- イ その事件が農地等に係る行政処分の変更等を必要とすることとなることが予想されるとき。
- ウ 当事者の一方が国、県又は市町村であるとき。
- エ 当事者の一方が当該農業委員会の委員、又はその配偶者、もしくは世帯員等であるとき。

② 和解の仲介により、当事者間に相当と認められる内容の合意が成立する見込みがないと認めるときは、和解の仲介を打ち切ることがあります。

8. 遊休農地や違反転用農地等に対する農業委員会の取組 (農地法第30条～第42条・51条・農業委員会等に関する法律第6条)

農地法第2条の2には、農地について権利を有する者の責務として、当該農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないと規定されています。このため、農業委員会では、次の取組を行っています。

(1) 農地パトロール

農業委員会では、「地域の農地利用の確認」、「遊休農地の実態把握」、「違反転用の発生防止・早期発見」を目的に毎年、市内全域の農地を対象に実施しています。

この調査は、平成28年4月1日に改正農業委員会法が施行され、「農地利用の適正化」が農業委員会の必須業務となったため、重要な取組となっています。

① 遊休農地に対する取組

農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査(利用状況調査)を行うこととされており、また、調査の結果、遊休農地および耕作者が不在又は不在となる恐れのある農地の所有者等に対しては、農地の利用意向調査を行うことになっています。

利用状況調査により判明した遊休農地(荒らし作り、作り捨てのような低利用地を含む)については、農業委員会が農地所有者等に対して当該農地の利用意向調査を実施し、それに対して農地所有者が意向どおりに対応しない場合や意向を表明しない場合は、農業委員会が「農地中間管理機構との協議」を勧告します。

その土地所有者と農地中間管理機構との協議ができない場合や整わない場合には、県知事の裁定により農地中間管理機構が農地中間管理権等を取得することとなり、農地中間管理機構は定期的に、区域ごとに農地の借受けを希望する者の中から、適切な貸付けの相手方を選定します。

また、遊休農地のうち、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる農地については、農地・非農地の判断を行います。

非農地と判断された農地は定例総会の決定を経て、所有者、借受人等に対し非農地通知書を、市、県、法務局及び土地改良区に対し非農地通知一覧表を送付します。

② 農地法第3条許可案件の履行状況の確認

営農計画どおりに農地として利用されているか確認し、農地法の許可に付された条件に違反すると認められる場合には、所有者等に対し是正を指導します。

③ 転用許可済み農地の履行状況の確認

許可を受けた転用事業者が、工事進捗状況報告を遅滞したとき、事業計画に従った工事を行っていないと認められたときは、事業計画変更の手续や許可の取消し等に係る指導をします。

④ 違反転用農地等に対する指導

対象農地が、農地法の規定に違反すると認められる場合や農地法の許可に付された条件に違反すると認められる場合には、所有者等に対し是正を指導します。

なお、指導することができない場合や指導に従わない場合には、市長等に報告します。

⑤ 相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地の利用状況の確認

納税猶予については、農業上の利用がされていること（耕作されていること）が前提となっているため、納税猶予適用農地で遊休農地となっている場合は、期限を確定させないためにも所有者等に早急に解消してもらう必要があります。

そのため、遊休化している納税猶予適用農地を確認した場合は、速やかに所有者等への連絡、解消指導を行います。

（２） 雑草相談に対する対応

耕作せずに雑草が繁茂した農地は、病虫害の発生源となり農作物の育成、収穫の妨げとなります。また、ごみや空き缶等の不法投棄を誘発し、たばこの投げ捨て等による火災も心配されるなど、周辺地域に多大な迷惑をかけます。

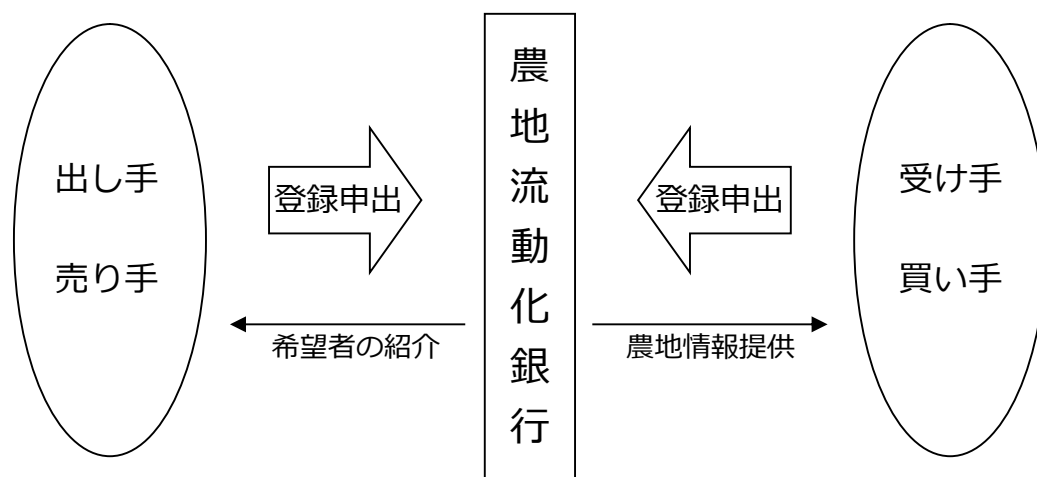
農地の不十分な管理により周辺営農等に影響が出ていると相談があった際は、事務局職員が現地を確認し、その農地の所有者等に対し、農地の適正管理の依頼を行っています。

9. 農地流動化銀行と登録手続

市街化区域外の農地等で、所有者が高齢等のため耕作できなくなった農地等の情報を新規就農や規模拡大を希望する者に提供する事業を行っています。

手続は、大分市農地流動化銀行登録申込書を農業委員会に提出する必要があります。

なお、受け手の登録を行う方は、運転免許証等身分を証明するものの写しを提出してください。



10. 農地の一括贈与による贈与税の納税猶予制度と手続 (租税特別措置法第70条の4第1項)

この制度は、農地の細分化を防止し、併せて農業後継者を育成するための制度で、贈与税のために農業経営が困難にならないように、確定申告時に税務署で手続を行うと、農地に対する贈与税が納税猶予されます。

この制度を受けるためには、贈与者が経営している全ての農地を推定相続人の中の一人に贈与しなければなりません。

贈与を行うには、農業委員会に農地法第3条の許可申請をする必要があります。

メリット

農地等の価格に対応する部分の税額は、その農地等の贈与者又は受贈者の死亡の日まで納税が猶予されます。

(1) 制度を利用できる人

- ① 贈与者、受贈者とも引き続き3年以上農業に従事していること。
- ② 受贈者は、満18歳以上で、推定相続人の一人に限る。取得後は、引き続き農業経営を行うこと。
- ③ 農業委員会の証明時に担い手になっていること。
*担い手とは、認定農業者、認定新規就農者等のいずれかの者のこと。

(2) 事後の注意事項

- ① 取得した農地は、必ず耕作してください。
納税猶予適用農地の売渡し・貸付け（「特定農地貸付け」を除く）・転用または耕作の放棄等があった場合は、下記のとおり納税猶予が認められなくなります。
その場合は、贈与税と利子税を処分した農地の面積に応じて納付しなければなりません。
 - ア 納税猶予適用農地の20%以内を処分等した場合は、その面積分に応じた贈与税と利子税を納付しなければなりません。
 - イ 納税猶予適用農地の20%を越えて処分等した場合は、全ての適用農地について納税猶予が認められなくなり、全ての贈与税と利子税を納付しなければなりません。
 - ウ 公共事業で処分する場合には、20%を越えて処分しても、残りの適用農地について納税猶予が継続します。
しかし、処分した面積に対する贈与税と利子税を納付しなければなりません。

- ② 税務署に3年毎、継続の手続が必要です。
農業委員会では、手続に必要な添付書類として引き続き農業経営を行っている旨の証明を発行しています。

(3) 贈与税の免除

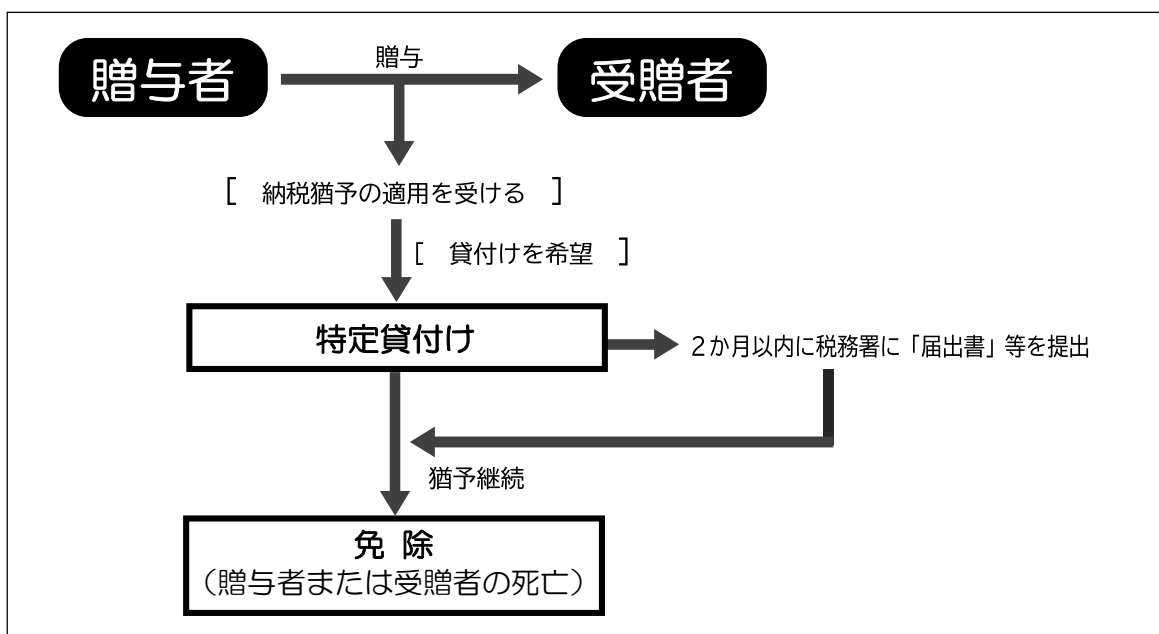
贈与者もしくは受贈者が死亡した場合、税務署で手続することによって贈与税の免除を受けることができます。

贈与者が先に亡くなられた場合には、受贈農地は相続により取得したことになり、相続財産として相続税の計算に含めて考えます。

この際、引き続き農業経営を行うのであれば、相続税の納税猶予を新たに受けることができます。

(4) 特定貸付け

「特定貸付け」とは、市街化区域外の農地等において、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地中間管理事業により貸し付けた場合に、納税猶予制度の対象となる貸付けをいいます。



(5) 手続について

税務署での申告には、農業委員会が発行する適格者証明書が必要となり、適格者証明書の発行には以下の書類等が必要です。

【必要な書類等】

- ア 農地法第3条許可申請
- イ 手数料 300 円

(注) イの手数料は、適格者証明書の申請時に必要となります。

ウ 戸籍謄本等（推定相続人の確認のため）

11. 農地の相続税の納税猶予制度と手続

(租税特別措置法第70条の6第1項)

農業を営んでいた被相続人から相続等により農地を取得した相続人が、農地の相続税のため農業経営が困難にならないように、申告期限内（被相続人の死亡日より10か月以内）に税務署で手続を行うと農地に対する相続税が納税猶予されます。

この制度は、相続した農地に対する評価額を現行の方式による時価評価額のもの、農業収益地価に準ずる農業投資価格による評価のもの二つに分けて、それぞれについて相続税を計算し、その差額が納税猶予されます。

(1) 制度を利用できる人

- ① 被相続人は、既往において相当の期間農業を営んでいたこと。
- ② 相続人は、申告期限までに相続した農地の経営を開始し、その後引き続き農業経営を行うこと。
- ③ 生前一括贈与を受けた受贈者もこの制度を利用できます。

(2) 事後の注意事項

- ① 相続した農地は必ず耕作してください。
納税猶予適用農地の売渡し・貸付け（「特定貸付け」を除く）・転用または、耕作の放棄等があると、下記のとおり納税猶予が認められなくなります。
この場合は、相続税と利子税を処分した農地の面積に応じて納付しなければなりません。
ア 納税猶予適用農地の20%以内を処分等した場合は、その面積分に応じた相続税と利子税を納付しなければなりません。残りの農地については、納税猶予が継続します。
イ 納税猶予適用農地の20%を越えて処分等した場合は、全ての適用農地について納税猶予が認められなくなり、全ての相続税と利子税を納付しなければなりません。
ウ 公共事業で処分する場合には、20%を越えて処分しても、残りの適用農地について納税猶予が継続します。
しかし、処分した面積に対する相続税と利子税を納付しなければなりません。
- ② 税務署に3年毎、継続の手続が必要です。
農業委員会では、手続に必要な添付書類として引き続き農業経営を行っている旨の証明を発行しています。

(3) 相続税の免除

次の事実が生じた場合には、税務署で手続することによって、猶予されている相続税が免除されます。

それまでの間は、適用農地について農業を行わなければなりません。

- ① 農業相続人が死亡した場合。
- ② 市街化区域内の農地の場合は、農業相続人^{※1}が20年間営農を継続した場合。
- ③ 農業相続人が、生前一括贈与を行った場合。

(4) 特定貸付け

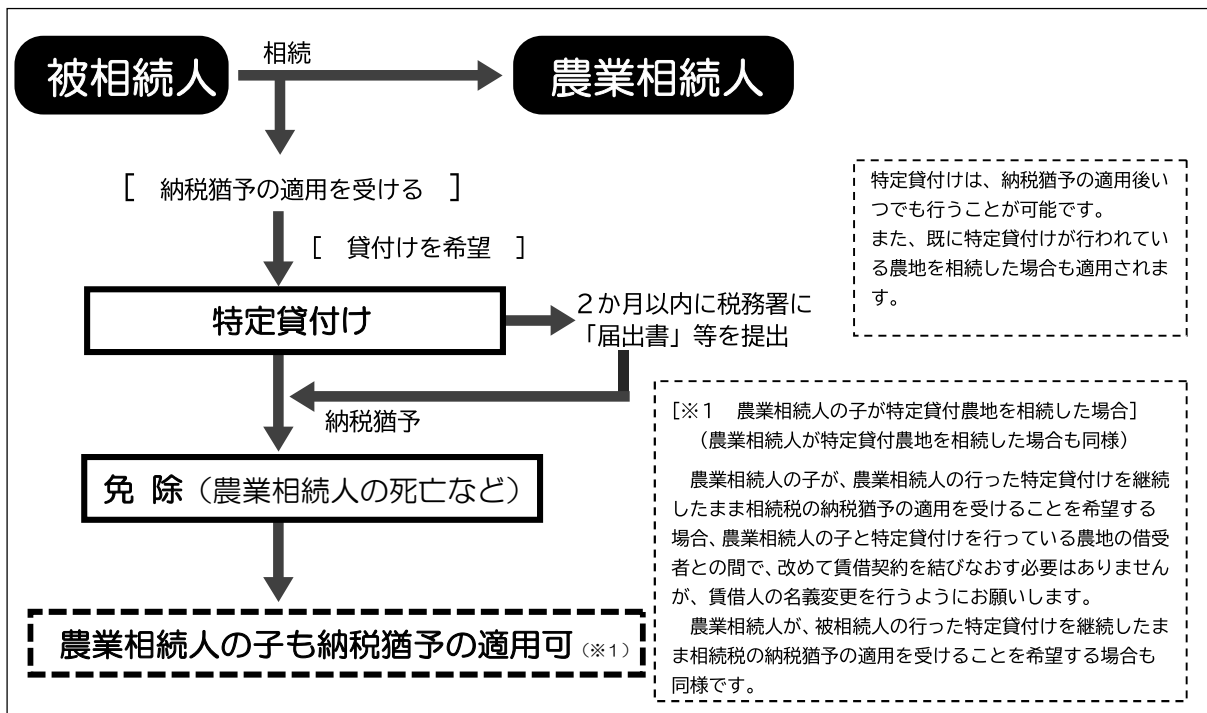
「特定貸付け」とは、市街化区域外の農地等において、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地中間管理事業により貸し付けた場合に、納税猶予制度の対象となる貸付けをいいます。

次のいずれかに該当する農業相続人は、一定の要件のもと、適用の対象となります。

- ① 農地を相続したことに伴い特定貸付けを行おうとする農業相続人
- ② 特定貸付けが行われている農地を相続した農業相続人
- ③ 現に納税猶予の適用を受けている農業相続人

※ 平成21年12月15日より前に相続が発生し、相続税の免除事由が「営農を20年継続した場合」となっている農業相続人が免除される前に特定貸付けを行った場合には、免除事由は「終身農地利用」になります。

※1 農業相続人とは、相続により農地等を取得し、相続税納税猶予期限までに農業を開始し、その後もその農地で引き続き農業を営んでいくと認められた者



(5) 手続について

税務署での申告には、農業委員会が発行する適格者証明書が必要となり、適格者証明書の発行には以下の書類等が必要です。

【必要な書類等】

- ア 遺産分割協議書（写）
- イ 遺産分割協議書に使用した印鑑の印鑑証明書
- ウ 戸籍謄本（死亡年月日、続柄がわかるもの）
- エ 固定資産税台帳兼名寄帳
- オ 適用を受けようとする農地の登記事項証明書（全部事項）（原本）
- カ 字図（納税猶予を受けようとする農地の所在が分かるもの）
- キ 手数料 500 円（2 筆以上は 1 筆増すごとに 100 円を加える。）

注 1) ア、イの必要書類は、相続登記を終えている場合は不要です。

注 2) キの手数料は、適格者証明書の申請時に必要となります。

12. 農業者年金のしくみと加入手続

農業経営者や農業従事者を確保するためには、農業の生涯所得の充実を図り、農業を魅力ある職業にしていく必要があります。そのため、農業者年金制度は農業者老齢年金、特例付加年金等の年金給付を通じて農業者の老後生活の安定などを図るとともに、農業経営者や農業従事者の確保を図ります。

(1) 制度の概要

① 農業に従事する方は、広く加入できます

年間 60 日以上農業に従事する方で、20 歳以上 60 歳未満の国民年金第 1 号被保険者（保険料納付免除者を除く）の方、または 60 歳以上 65 歳未満の国民年金任意加入被保険者（保険料納付免除者を除く）の方であればどなたでも加入できます。

また、農地を持っていない農業者や家族従事者も加入できます。脱退も自由です。

② 積立方式・確定拠出型で安定した制度です

将来の年金受給に必要な原資をあらかじめ自分で積み立て、その運用実績により受給額が決まる確定拠出型年金であるため、加入者数等に左右されにくい安定した制度です。

③ 保険料は自由に選択できます

保険料は月額 2 万円（ただし、35 歳未満かつ政策支援加入の対象とならない方は月額 1 万円）から 6 万 7 千円の間で、千円単位で自由に決められ、経営状況や家計の状況に応じていつでも見直すことができます。

④ 80 歳までの保障が付いた終身年金です

年金は終身受給できますが、仮に、加入者や受給者が 80 歳になる前に亡くなった場合は、死亡した月の翌月から 80 歳までに受け取るはずの農業者老齢年金を予定利率で割り戻した額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

⑤ 税制面でのメリットがあります

支払った保険料は全額が、確定申告の際に社会保険料控除（所得控除）の対象となります。

農業者年金として受け取った年金は公的年金等控除の対象となります。

⑥ 意欲ある担い手に保険料助成があります

認定農業者あるいは認定新規就農者で青色申告者等の意欲ある担い手に対し、基本となる保険料（20,000 円）の 2 割から 5 割に対して、国が保険料を助成する支援措置があります（ただし、39 歳までの加入が必要です）。

(2) 加入手続き

次の3つの要件を満たす者は、農協窓口を經由して基金に申し出て加入することができます(任意加入)。

- ア 国民年金第1号被保険者であること(国民年金保険料納付免除者でないこと)(ただし、60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者)。
- イ 農業に従事する者であること(年間従事日数が60日以上)。
- ウ 20歳以上65歳未満であること。

(注) 農業法人の構成員の加入についてもその構成員が国民年金第1号被保険者であり、農業に従事(年間農業従事日数が60日以上)する60歳未満の者、また国民年金の任意加入者であり、農業に従事(年間農業従事日数が60日以上)する60歳以上65歳未満の者であれば加入することができます。

13. 家族経営協定のしくみと協定締結の手続

家族経営協定とは、家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものです。

手続は、農業委員会事務局にご連絡ください。

14. 各種証明書の交付

農業委員会で発行している証明書の種類は次のとおりです。必要に応じて所定の様式により交付申請の手続をしてください。

様式、添付書類等詳しくは農業委員会へお問い合わせください。

令和8年4月1日現在（単位：円）

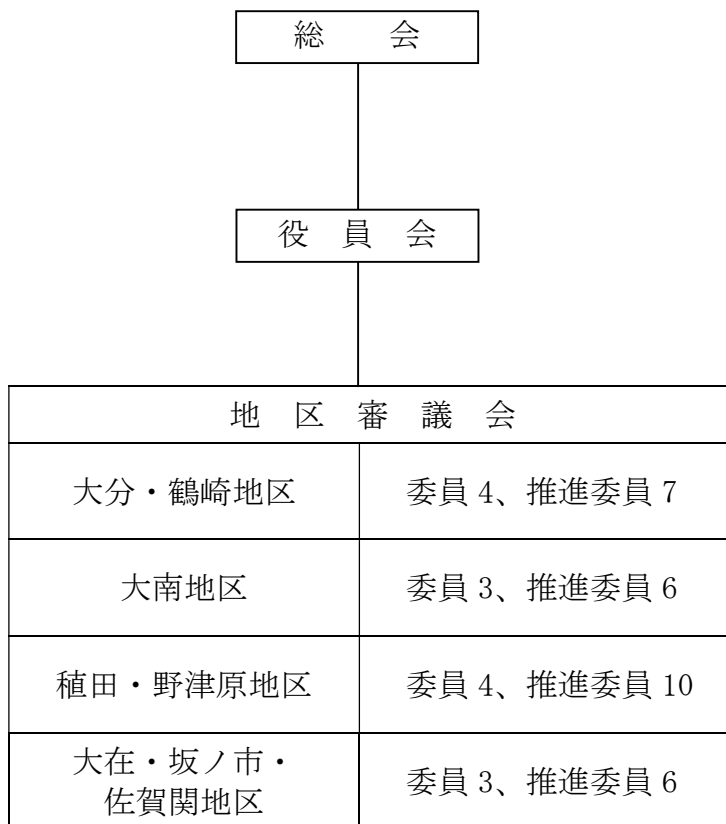
種別	内容	手数料
耕作証明（耕作面積10a以上の場合）	20a以上の耕作面積の場合	300
	*20a未満の耕作面積の場合（現地調査を要する）	*500
非農地証明	*転用許可、届出があったもの	*500
	*転用後20年以上経過したことが証明できるもので、植林地、建築物等の敷地、道路敷	*500
	*災害地（被災証明書があるものに限る）	*500
	*耕作放棄地で農地への復元が困難なものまたは、復元しても継続的利用ができないもの	*500
	非農地証明の交付証明	300
許可・届出受理証明	法各条項許可、届出受付証明・受理証明	300
	*取消願い	*500
その他の証明	贈与税・相続税の納税猶予に関する継続証明	300
	*相続税の納税猶予に関する適格者証明	*500
	贈与税の納税猶予に関する適格者証明	300
	農地等交換分合に係る証明	300
	農地法第5条届出を要する買受適格証明	300
	*農地法第3条、第5条許可を要する買受適格証明	*500
	農地基本台帳の登載証明	300
	農地所有適格法人に関する証明	300
	農地台帳の閲覧	300
農地台帳記録事項要約書	1枚10円	

*2筆以上は1筆増すごとに100円を加える。

15. 農業委員会の概要

(1) 委員会

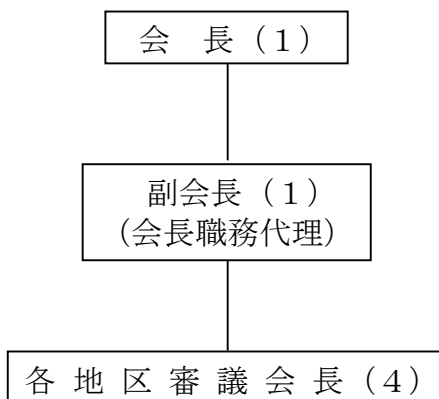
(令和8年4月1日現在)



※ 地区審議会

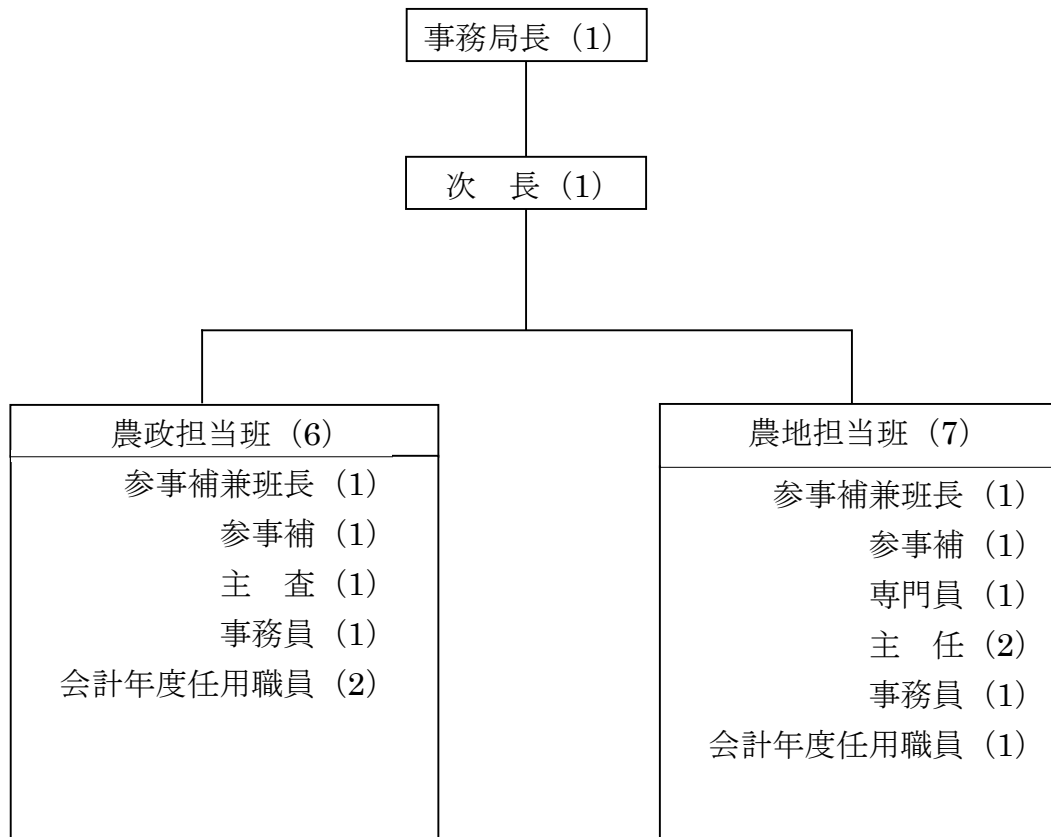
- ① 総会の事前審査として毎月開催する。
- ② 議案審議のため、現地調査や関係者の召喚等を行う。

(2) 役員



(3) 事務局

(令和8年4月1日現在)



① 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

- ア 農業委員会の運営に関する事。
- イ 農地法その他の法令による農地等の利用調整に関する事。
- ウ 農業の振興推進に関する事。
- エ 公印の保管に関する事。
- オ 文書の收受、発送及び保管に関する事。
- カ 公告式に関する事。
- キ 人事及び給与に関する事。
- ク 委員及び農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償に関する事。
- ケ 予算及び経理に関する事。

16. 大分市農業委員名簿

(令和8年4月1日現在)

議席	氏名	備考
1	あさくの きよし 朝耒野 清	会長
2	おおの こうじ 大野 功二	地区審会長 (大在・坂ノ市・佐賀関)
3	ひらやま たかゆき 平山 孝行	
4	さいとう こういち 齊藤 耕一	副会長
5	あきよし かずゆき 秋吉 和行	地区審会長 (植田・野津原)
6	さいき きよのり 齊木 清範	地区審会長 (大南)
7	ながお えいさく 長尾 栄作	
8	わき ふみお 脇 文夫	
9	つつい まさかず 筒井 昌一	地区審会長 (大分・鶴崎)
10	くぎみや しゅういち 釘宮 修一	
11	ほり まこと 堀 誠	
12	もりさき とものり 森崎 智徳	
13	くろき みどりこ 黒木 緑子	
14	むらかみ えり 村上 枝里	

17. 大分市農地利用最適化推進委員名簿

(令和8年4月1日現在)

区域	氏名	担当区域
大分	1 おのしょうじ 小野 昇二	金池、長浜、大道、豊府等
	2 ほしのあきひこ 星野 明彦	八幡、神崎
	3 あべのりやす 阿部 教保	滝尾、津留、東大分、日岡等
鶴崎	1 いわもと たつとし 岩本 龍年	鶴崎、三佐、明治、別保
	2 とくまる よしあき 得丸 芳昭	高田
	3 いわた ひであき 岩田 英昭	松岡
	4 ふじわら けんじ 藤原 健児	川添
大南	1 やまさき まさのり 山崎 正則	判田
	2	欠員
	3 くどう としゆき 工藤 利幸	上戸次、中戸次
	4 しゅとう きみひろ 首藤 公洋	下戸次
	5 ごとう ひさし 後藤 久	竹中、端登、河原内、安藤
	6 たじま えいさく 俣馬 栄作	萩尾、志津留、月形、奥
	7 わだ よしのり 和田 美德	杉原、吉野原、辻、宮尾、福良

区域	氏名	備考
植田	1 よしだ とよぞう 吉田 豊三	東植田、寒田、田尻、敷戸等
	2 さとう ひろし 佐藤 浩	木ノ上、口戸、宗方、廻栖野等
	3 さんのみや よしひさ 三ノ宮 義久	賀来、東院、宮苑
	4 ふくだ ひとみ 福田 一美	中尾、野田、国分、平横瀬
	5 おの かずたか 小野 和隆	小野鶴、横瀬、田原、鬼崎
大在	1 にしむら ただお 西村 忠男	大在西、大在東
坂ノ市	1 かたおか のぶよし 片岡 信義	丹生、佐野、一木、久土等
	2 ふじさわ ひでみつ 藤澤 秀光	小佐井、市尾、木田、屋山等
	3 くぎの よしひろ 釘野 喜弘	細、坂ノ市、東上野等
野津原	1 くどう かずみ 工藤 和美	太田、竹矢
	2 ゆき たかとみ 幸 隆富	辻原、沢田、福宗等
	3 さとう かつじ 佐藤 克治	下原、上詰
	4 かわの まさのり 河野 公則	野津原、廻栖野、入蔵
	5 かい たかし 甲斐 隆司	荷尾杵、今市、高原
佐賀関	1 ふじさわ しげき 藤澤 茂樹	馬場、本神崎、大平、木佐上等
	2 えがわ ひろし 江川 博志	佐賀関、白木、一尺屋

令和 8 年度 農業委員会のしおり

編集／発行 大分市農業委員会事務局

〒870-8504 大分市荷揚町 2 番 31 号

電話 097-537-5654 (農政担当班)

097-585-5076 (農地担当班)

FAX 097-537-3303

令和 8 年 5 月発行(改訂)